

危険物積載車両を運転される方へ

《日本海東北自動車道「あつみトンネル」の危険物積載車両の通行禁止または制限について》

日本海東北自動車道（あつみ温泉IC～鶴岡JCT）については、平成24年3月24日（土）開通しましたので、危険物積載車両の通行禁止又は制限を実施します。

危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限は、道路法第46条第3項の規定に基づき、当該トンネルの構造を保全し、交通の危険を防止するために実施しているものです。

危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物

別表第1（通行禁止品目）のとおりに従ってください。

危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

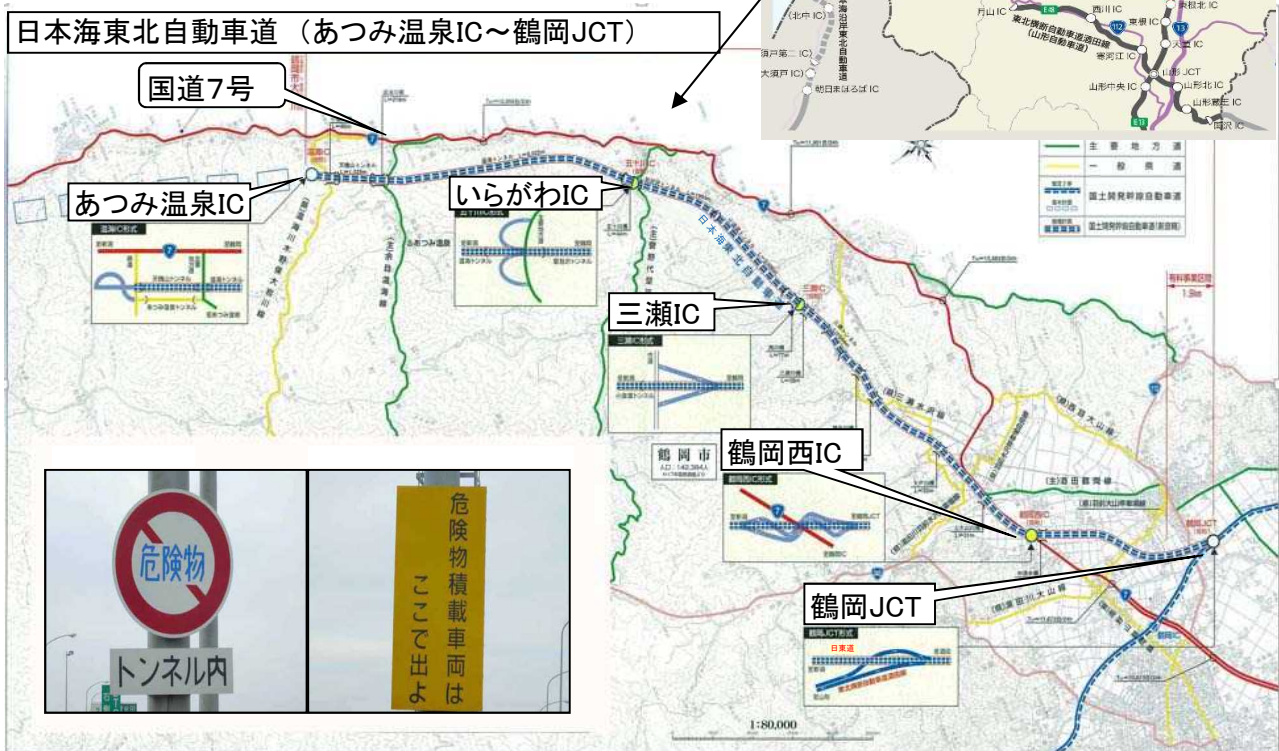
別表第2（通行制限品目）のとおりに従ってください。

危険物積載車両の通行の禁止又は制限を実施している規制区間

規制区間

あつみ温泉IC～鶴岡西IC

※下図参照（中間の五十川IC、三瀬ICからも進入出来ません）



別表第1(通行禁止品目)

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表示	
項目	品名
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火(がん具煙火を除く。)
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表示	
項目	品名
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素(四酸化二窒素) その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表示	
項目	品名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これらと同程度以上の発火性を有するもの

別表第2(通行制限品目)

1 火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬類取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること。
爆薬	カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下	
火工品	工業雷管		100個以下	
	電気雷管		25個以下	
	信号雷管		10,000個以下	
	導火管付き雷管		1,000個以下	
	銃用雷管		100メートル以下	
	実包		20メートル以下	
	空包		2,000メートル以下	
	導爆線		100個以下	
	制御発破用コード		その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下	
	導火線			
がん具煙火	信号えん管 信号火せん			
	その他火薬類取締法に規定する火工品			

2 高圧ガス

表示		車両の種類	要件		
項目	品名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性ガス 及び毒性ガ ス	亜酸化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド (酸化エチレン) 塩化ビニル 塩化メチル (クロルメチル) 塩素 臭化メチル (ブロムメチル) 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス) ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 その他高圧ガス保 安法に規定する可 燃性ガス及び毒性ガ ス	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	圧縮ガスの場合 は、ガス容積60 立方メートル以下 液化ガスの場合 は、600キログラ ム以下	120リットル未 満	高圧ガス保安法そ の他関係法令に定 める事項を遵守する こと。
	酸素				
不活性ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保 安法に規定する可 燃性ガス、毒性ガス 及び酸素以外のガ ス		圧縮ガスの場合 は、ガス容積90 立方メートル以下 液化ガスの場合 は、18,000リッ トル以下	圧縮ガスの場 合は、120リッ トル未満 液化ガスの場 合は、18,00 0リットル以下	

注 圧縮ガスのガス容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算したときの容積である。

3 毒物又は劇物

表示		車両の種類	要件	
品目	品目		積載数量	その他
毒物	フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤 無機シアン化合物を含有する製剤(紺青、フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。)で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する毒物であって液体状のもの	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
劇物	アンモニアを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。) けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。) その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの(次に掲げるものを除く。) 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤			

4 消防法別表第1に掲げるもの

表示			車両の種類	要件	
項目	品名	性状等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第二類・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	項目欄に掲げる第二類・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	鉄粉			500キログラム未満	
	金属粉 マグネシウム			第一種可燃性固体 100キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含有するもの			第二種可燃性固体 500キログラム未満	
	引火性固体	その他、品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。	1,000キログラム未満		
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第8号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	黄りん			20キログラム未満	
	アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。) アルカリ土類金属 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 金属の水素化物 金属のりん化合物 カルシウム又はア	ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。		第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満	
				第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満	
			第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満		

	ルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第四類・引火性液体	特殊引火物	項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第1備考第11号から第14号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50リットル未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	第一石油類			非水溶性液体 200リットル未満	
	アルコール類			水溶性液体 400リットル未満	
	第二石油類			400リットル未満	
				非水溶性液体 1,000リットル未満	
				水溶性液体 2,000リットル未満	
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第3項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第1備考第19号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第1備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第1備考第21号によるものとする。					
注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。					

5 腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6 マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

- 注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
- 2 「車両の種類」は、道路運送車両法(昭和26年法律第183号)第3条に定めるところによる。
- 3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
- 4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。